

令和2年第2回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和2年3月27日 午前9時～午前10時30分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (11名)
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・
7 伊藤正枝・8 西村美佐江・10 川村正光・11 竹政寛・12 永野博隆・14 細川盛次
4. 欠席委員 6 仁井田亮一郎・9 澤田順一・13 西村尚
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 伊藤敏雄 書記 出島美穂
その他の出席者 土佐町酪農業協同組合 代表理事 光富冲
(株)ファーマーズれいはいほく 代表取締役 重光良一
6. 議事日程
議案審議
第1号議案 農地法第3条による許可申請について
第2号議案 農地法第5条による許可申請について
その他
令和2年4月1日人事異動について

7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。開会の前に議案書の訂正をお願いします。議案書第1号議案、4件目、農地の表示の地番欄の一番上、5162番24を5161番24に訂正します。それでは、今から令和2年第2回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日欠席の委員は仁井田亮一郎委員、澤田順一委員、西村尚委員です。それでは会長をお願いします。

会長：おはようございます。令和2年第2回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。8番西村美佐江委員、11番竹政寛委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は4件あります。3条については町の許可になります。1件目について説明します。譲受人、番地さん。譲渡人、さん。土地は、面積295平米、地目、現況ともに畑。場所は、の、の道からを上げて右手、さんの自宅横です。贈与による所有権移転で、今後も野菜の栽培を続ける予定です。譲受人の耕作状況は本件が許可されると8295平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員の式地委員より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：この件については、担当の式地委員より補足説明はありませんか。

式地委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて2件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：2件目について説明します。譲受人、番地、さん。譲渡人、番地、さん。土地は番、地目、現況ともに田、面積304

m²です。場所は、集会所の前の通りから 2 本西の道沿いです。譲渡人の さんの自宅前の田で、一枚田の内の半分です。残りの半分については、別の地番で、そちらについても同じく売買予定ですが、こちらには譲受人の自宅を建築予定とのことで、後日、農振農用地の除外手続きの後、5 条申請を出す予定だと聞いています。売買による所有権移転です。売買価格は 120 万円、反当 3,948 千円です。今後も田として利用予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許可されると 5,604 平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員の竹政委員より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：この件について、竹政委員より補足説明はありませんか。

竹政委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

伊藤正枝委員：売買価格はこんなものでしょうか。高いように思いますが。

事務局長：水稻としては高いですね。宅地並みの金額のように思います。

事務局 出島：となりの土地と一緒に売買したいと聞いていますので、面積按分した金額ではないかと思えます。

伊藤弘康委員：一つ田になっていると思えます。

事務局長：どこかのタイミングで間の畦畔をのけて一つ田にしているのだと思えます。地番は別です。

会長：他に質疑はありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて 3 件目について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：3 件目について説明します。譲受人、 さん。譲渡人、 さん。番地、 さん。土地は 田 4 筆、面積合計 3,544 m²。現況は地目と一致しています。場所は 集会所を上がったところすぐです。親子間の贈与による所有権移転です。今後も現況通り、田として利用予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許可されると 4,965 平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員の式地数一委員より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：担当の式地数一委員、補足説明はありますか。

式地委員：ありません。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて 4 件目について事務局よりお願いします。

事務局 出島：議案書をご覧ください。4 件目と第 2 号議案が伊勢川山営農型発電に関する申請です。そこで、営農型発電事業の営農状況について先に説明させていただいた後、酪農組合の組合長、光富沖さんと、作業受託者の(株)ファーマーズれいほく代表取締役重光良一さんをお呼びしておりますので、入室後、質疑応答を行い、お二人の退室後、3 条と 5 条についての採決をお願いします。

会長：わかりました。では、まず伊勢川山営農型発電の営農状況について説明を求めます。

事務局 出島：伊勢川山で、3 5 年ほど前に草地として造成され保安林を部分解除しています。登記

地目は保安林ですが、現況が農地であれば農地法上の農地となりますので農業委員会の許可が必要です。この土地については国の補助金等を使って造成したため、法的に農地を他の用途の土地に転用することができませんが、営農型発電であれば発電事業が可能なことから、現在まで4年間、営農型発電を実施してきています。営農型発電というのは、営農の上空部分を利用して太陽光発電パネルを並べて発電するなど、農業を営みながら発電をおこなうことです。ただし、定期的に申請が必要な一時転用となり、基本的には3年ごとに許可を受ける必要があります。申請者は平成28年4月にはじめての申請をし、3年の許可を受けました。その後、平成31年4月に初めての再申請をしましたが、営農型発電として認められるのに必要な収量が取れていなかった為、6月に1年間の許可となっています。発電事業としては、約7メートル×3.3メートルのパネルを635枚設置し、1,990キロワットの発電を行っています。パネル下部で営農するため支柱は2メートル程度高さを確保しています。伊勢川山の草地については本山町分にも草地があり、本山町分についても同規模で別の会社が発電事業を行っています。営農については両町分、酪農組合が(株)ファーマーズれいほくに業務委託をし、耕作しています。20,597平米で万次郎かぼちゃを作付けしています。農業機械はトラクターとハンマーナイフモアを利用しています。営農型発電ではパネル下部で耕作をするので作業できる高さを確保することや農作物の一定の収穫量を上げることが許可条件となっています。今回の申請の反収見込は、967 kg/10aで、この単収見込に近い収量を上げる必要があります。営農状況については、普及所から意見書ももらっています。意見書はお手元に配布しています。この意見書に基づいて、風に当たりにくく、地力に優れる場所を選定し、作業を集中させることや、今年度除草と施肥作業が全労働時間の6割をしめていることから、緑肥による土壌表面の被覆などで労働時間と経費を削減し、収量を上げる計画をしていると聞いています。出荷は本山町の合同会社ぼうむにかぼちゃ焼酎【酔わせてまんじ郎】の材料として卸しているほか、農産物販売事業者サンチカラの町外への販路に乗せたりしています。町外業者との取引も増加しています。発電事業者は地上権の設定分の賃借料として酪農組合へ年間400万円を支払っています。発電の期間は20年で設備の撤去費、維持管理費についての資金があることは確認しています。なお、パネルの周囲はフェンスで囲っています。先にも説明しました通り、発電事業中は3年ごとに申請となり、今回が2回目の再申請となります。営農型発電における一時転用の再転用許可の要件は

- ① 営農の適切な継続が確保されていること
- ② 発電設備の下部農地で栽培された作物の単収が地域の同一作物の平均的な単収より2割以上減少していないこと
- ③ 生産された農産物の品質に著しい劣化が認められないこと

の3つです。資料の一番最後にこれまでの収量をまとめた一覧表をつけていますので、ご覧ください。一年前の申請では、直近の収量が地域の平均の6.7%しかとれていなかったため、県からでた許可は1年限定の許可でした。31年は農業委員の皆さんにも3回圃場確認、営農指導にいただきました。今年は梅雨時期に雨がなく、8月には気温が上がらず、雨が多い、全体的に季節が1ヶ月後ろにこけたような夏でした。そのため、8月までの生育はあまりよくなかったのですが、9月以降は気温もあがり、結果、12トンの収量がありました。これは、地域の平均的な収量の45.2%の収量です。目標の80%には届きませんでしたが、この収量は今までの3年間で一番多い収量です。農作物の一定の収穫量があるかというところで、今回協議が必要だと考えています。事業に関する説明は以上です。

会長：この件に関して担当の細川委員より補足説明がありますか。

細川委員：ありません。

会長：では、酪農組合の代表理事と、受託事業所代表の入室を認めます。

(9:17入室)

会長：お二人より事業についての説明をお願いします。

事務局長：委員さんには28年から31年の収量の実績を配布しています。地域の平均的な反収に対する割合も出しています。

酪農組合代表理事：今年から発電事業者からも200万の管理費が出るようになり、去年は酪農組合から100万円を出しています。事業を継続するための資金援助をしています。

事務局長：昨年の作付け状況はどうでしたか。

営農受託事業者：伊勢川山で万次郎かぼちゃを作付けするために発足した会社であって、最初から潤沢な設備や資金がある会社ではありません。3年間の実績について説明させてください。気象状況のデータを配布します。目標数値が40t、その八割を収穫しなければならないことは聞いていました。気象条件的には1年目は順当でしたが、2年目、3年目とパターンの違う異常気象でした。配布した気象データは本山の観測所のデータです。これからいうと圃場はさらに7~800mほど上になりますが、一番近いところです。100m上がれば、0.6℃下がるといわれています。1年目はそこそこ取れましたが、2年目は目標量にかなり差が出ています。これは、人的労力や資金力などが足りなかったということです。目標値に対して差がある原因は1000mほど高地になりますので、低温であること。5月のはじめに定植しますが、6月までの初期成育が低温にさらされてしまうことが大きいと思っています。二つ目に例年に比べてこの3年が日照時間が少ない事だと思います。三番目に石を除去して農地として使えるよう整備をしましたが、大きいものだと30cmほどもあるものがたくさんあります。傾斜があるところは雨が降ると土壌が流されることがあります。作物を栽培する上ではよい環境ではありません。あそこでかぼちゃを栽培することは最初申請した時よりかなりの資金と労力が必要であることがわかってきました。しかし許可をうけていますから、8割の収量をとらなくてはならないということです。個人的な資金と労力を費やしてほぼ毎日、追肥や液肥、草刈りなどを行った結果、8割にはとどきませんでした。ある程度の収量をとることができました。私自身万次郎かぼちゃに魅力を感じています。三年間の問題点を整理したうえで、今後は苗の確保に努めます。去年は400本植える計画のところ、280本しか入手できませんでした。今年は、苗の生育がよいらしく、400株の確保ができています。苗を麓で6月まで成長させ、定植しようと考えています。定植場所に堆肥を散布し、たたきこんで黒マルチを貼って、苗を植え、1.5m~2mで十字に骨組みをしさらにばおばおのようなもので保温をしようと考えています。白っぽい防虫ネットを張ることで光が乱反射し、日照率が上がり成長が促進された例もあるようですので、それも検討したいと考えています。経営的には、法面に雑木等がはびこってきており、その伐採などを請うことで、それを経営資金にあてるように改善しています。雑草の抑制がもっとも経費がかかっています。農薬は使わない方針で営農していますので、草刈りをメインにやってまいりましたが、クローバーで土壌被覆することにより、イネ科の雑草を抑制し、かつ花の蜜により蜂を呼び込み、着果率を向上させようと計画しています。交配用のひょうたんカボチャも売れるので、多めに植えようと思っています。定植、収穫は今までどおり嶺北高校生にお手伝いいただくようお願いしています。また、嶺北高校生とは商品化などでも交流をもっています。先ほど組合長からも話がありましたが、雑木伐採で250万ほど、さらに営農維持支援として200万程度の支援をうけることになっています。常時3人体制で回し、目標収量の収穫を目指していく計画です。今後とも、専門家の意見を聞きながら営農を続けます。万次郎かぼちゃはミシュラン二つ星のレストランからの引き合いもあり、納品しています。また大手食品メーカーから年間90トン以上の収量があれば、年間契約するとの話もあります。今年度全力を投入し、背水の陣で挑みます。今までの栽培結果の原因は天候不良はもちろんですが、私たちが、万次郎かぼちゃの栽培についてよくわかっていなかったというところもありましたので、今年はそれらを踏まえ営農する所存です。

会長：質疑はありませんか。

事務局 出島：事務局より補足説明をします。さきほどの話のなかでの数量はすべて、本山町分と合わせた数量です。先に私が説明した数量ならびに配布しています資料については、土佐町分のみ

の数量です。土佐町と本山町は面積はほぼ半分ずつです。

事務局長：さきほど事務局より話がありましたが、一時転用の再許可の要件は

- ① 営農の適切な継続が確保されていること
- ② 発電設備の下部農地で栽培された作物の単収が地域の同一作物の平均的な単収より2割以上減少していないこと
- ③ 生産された農産物の品質に著しい劣化が認められないこと

この3点です。この3つの点で委員の皆さんには協議していただいて、収量的には平均に対して45パーセントとなっておりますが、その辺を説明を聞いていただいて、最終的な判断をしていただきたいというところです。

細川委員：昨年一部の条件の悪い土地は緑肥を育てるなどしていましたが、今後はどういう計画ですか。

営農受託事業者：許可を受けているのは全体の面積ですので、全体に植える予定です。去年は苗が少なかったのも、やむなくそうしたところです。その他のところは緑肥を育てて、土づくりに専念しました。一番上の圃場に関してはとても風が強いので、あまり結果が良くないところです。台風や荒天でパネルが飛ばされることがたびたびあります。栽培品目を変更する作物の検討も始めようとしています。

事務局長：今回は万次郎かぼちゃを3年間作るという申請ですので、そこを判断してください。ただ、去年もそうでしたが町は3年許可相当と意見を提出しても、県が最終許可をどういう内容でしてくるかはわかりません。去年申請分は収量が平均の6.5パーセントと非常に少なかったのも、営農の様子を継続してみないと、ということで県は3年での許可は厳しいという判断をしたようです。

営農受託事業者：先日岡山県で中国四国農政局主催の営農型発電事業者の会があって参加してきましたが、参加者の発言の中に、この収量80%という数字が独り歩きしている感があるのでそこをなんとか考えてほしいという旨があり、他にも同じ思いをしているところがあるのかと思いました。

和田委員：県から営農指導や要望はありますか。

営農受託事業者：普及所のアドバイスや指導は受けており、現地にも来てくれています。

伊藤弘康委員：もともとこんな事業をできる可能性も低いのに、あそこを農地として使っていること自体が無理だと思います。3年ぐらいの収量をみたとところで、場所や営農条件が悪いことは明らかです。引き延ばしをしているだけに思えます。これを農業委員会が認めなかったらどうなりますか。

事務局長：最終的に許可、不許可を決定するのは県ですが、県に向けて不許可相当という意見書を出します。最終的に、県が不許可となると、撤去することになります。発電事業者には撤去費用も含め、用意をしてもらっています。一時転用が認められないということは発電事業もできないということです。

会長：最終的には県の農業委員会が許可を出しますか。

事務局 出島：県知事の許可です。

会長：県の農業会議が昨日ありまして、南国市での営農型発電事業についての話がありました。そこは榊を栽培していますが、そこは肥培管理も全くできていなく、改善もみられなかったことから、南国市の農業委員会でも不許可として提出されてきました。県の農業会議も同じく不許可として答申をする、ということがありました。去年も同様に、南国市、県の農業会議ともに不許可としておりましたが、県知事からは1年間として許可されています。今の状況としては県としても最終的な判断は不許可を出していないようですが、営農型発電の条件がある中で、それに則った判断をしてもらいたいという旨の発言がありましたので、今後の動向をみていかんといかんと思います。県の農業会議の中ではかなり厳しい意見が出ておりました。来月はこの件が審議される

ことになりませんが、町が許可相当としてあげた場合、相当の説明をする必要があると思います。
伊藤弘康委員：一生懸命やった実績が45%で、80%をできる可能性が今後もないのであれば、白紙に戻す必要があると思います。一生懸命営農されていることはわかりますが、できるわけがないと思います。条件が悪すぎます。仮に太陽光パネルが無くても、あの場所で平均の80%の収量を上げるといのは不可能だと思います。ここの水稻であっても、60%ぐらいしかとれないこともある話です。伊勢川山は条件が悪すぎます。

事務局長：伊藤委員がおっしゃるのは、あの場所がそもそも営農型発電条件の場所には適さない、無理があるということですね。

営農受託事業者：牧草地として酪農組合が取得し、牧草を栽培してきたところで1種農地です。伊藤委員がおっしゃるように、可能性がまったくないのか、というと私はそうは思っていません。可能性はあると思ってやっています。確かに他のところだったほうが良かったかもという話ではありますが、もうすでに事業としては進行しています。全国的には営農型発電とうたっているながら、発電の利益は取りながら、まったく営農をしていない事業所もあるようで、取消もできています。この地域のためになんとかという思いでやっています。3年間の許可が1年となり、厳しい条件でこの1年必死でやってきました。もう少し努力する余地があるとは思っています。この事業には多額の資金が投入されています。農業委員さんには考慮していただくことではありませんが、事業の継続ができなければ、酪農組合が賠償責任を問われます。酪農組合の経営状況では支払える額ではなく、そういうところでもなんとか維持していきたい、その為に収量をあげないと、と思ってやっています。

和田委員：これが継続できないとなると酪農組合も含めて、大変なことになります。酪農組合はどう考えていますか。

酪農組合代表理事：酪農組合で維持するのが難しいということで事業を始めているので、経営をやっけていけるように負担をしていくように考えています。この事業を継続できないことの影響は大きく、発電事業者からも200万円の経営支援の話になりました。

和田委員：町も支援をするにも、ある程度の努力をしてもらわないと。

酪農組合代表理事：土も牧草を作っていた時からいうとずいぶん肥えてきたように見えます。できることをしていきます。

和田委員：努力をしてください。

会長：パネルが風で飛ぶという話がありましたが、その時の修繕はどこが負担するのですか。

酪農組合代表理事：発電会社が修繕費用を用意しています。

営農受託事業者：修繕は保険で賄ったと思います。過去に台風で場外道路が崩れましたが、それなども保険で修繕したようです。

会長：パネル一枚の重量はどのぐらいですか。

営農受託事業者：重量は不明ですが、そんなに重いものではありません。

会長：その他質疑はありませんか。なければ、お二人は退室ください。ありがとうございました。

営農受託事業者：再チャレンジさせていただければと思います。よろしくお願いします。

(10:10 退室)

式地委員：許可になると、来年この審議はしなくてよいということですか。

事務局長：3年許可になると、そうなります。ただ、許可の内容を最終的に決めるのは先にも申し上げた通り、県知事です。ただ去年は収穫実績が6.5%だったので、反収で91kg、この量だと、1年の許可をして、一年後再度確認しよう、という判断だったのだと思います。

式地委員：3年のうちに45%、50%と増えていったら、やっけていけるということでしょうかね。

事務局長：前は6.5%だったので、それが3年のうちに80%にいけるという話にはできないでしょう、そのために1年、という事だったのだと思います。

伊藤正枝委員：80%というのは高すぎるように思います。

事務局 出島：地域の平均的な収量は過去3年の平均から算出しています。そのため、直近の数字は気象条件の悪化のためか単収自体が下がっていました。今回の申請では平均的な収量が1323kgから下がっています。

細川委員：先ほど説明にもありましたが、周囲の雑木などの伐採も行っているということをお聞きしました。営農努力は買えるのではないかと思います。

事務局長：細川委員が言われているのは、再転用の要件の1番目、営農の適切な継続が確保されていること、という判断はできるのではないかと、ということですね。

細川委員：酪農組合が最初の条件に整地をすることを入れたらよかったと思います。そしたらここまですべて条件の悪い農地にはなっていないと思うのですが。

伊藤正枝委員：最初始めるときに営農型発電ということで、石なんか除けて営農を始めていたらもうちょっとちがったかもしれませんね。

事務局長：過去の実績をみてもらっても50%を超えていなくても許可が下りているというのは、80%切ったら即不許可というわけではなく、様子を見ながら、その他のことも加味してくれているという事だと思います。

伊藤正枝委員：この収量だったら、県も3年の許可になるのではないのでしょうか。

会長：その他、質疑やご意見はありませんか。ないようですので、あらためて4件目の説明を求めます。

事務局 出島：4件目について説明します。本件は第2号議案の農地法第5条申請とともに申請があり、太陽光発電設備を設置するにあたり太陽光発電のパネルの下部で営農を継続するため、パネル下部の農地について地上権の設定を行います。地上権とは他人の土地において工作物等を所有するため、その土地の上部を使用する権利です。太陽光発電パネルの下部で営農を行いながら発電することを営農型発電と言います。営農型発電ではパネルの支柱部分等は農地法5条の許可により最長3年の一時転用となり、パネルの下部については農地法3条の許可により地上権の設定を行います。高知県では平成28年3月に太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインが作成され、これに沿って、設置運営されています。地上権を設定する者、土地の所有者です。

〔〃〕さん。地上権の設定を受ける者、〔〃〕さん。地上権の設定を受ける。〔〃〕さんが発電事業者です。〔〃〕さんは〔〃〕出身で〔〃〕で会社経営をされています。土地は〔〃〕筆、面積39,411平米のうち11,228.24平米。〔〃〕(〔〃〕)3筆、小字合計46,926㎡のうち、9163.69平米。合計4筆で86,337平米のうち20391.93平米です。いずれも地目は保安林、現況は畑です。担当委員の細川委員より、確認の書類をいただいています。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。この件については、許可の場合、次の5条申請案件と同日付、同じ年数での許可となります。以上です。

事務局長：上がっていく道からフェンスを開けて敷地に入りますが、奥が本山町分です。

細川委員：小屋から上に上がって右に来たところが風でパネルが飛ばされるところだと思います。

会長：採決を行ってよろしいですか。

会長：では、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案について事務局より説明を求めます。

事務局 出島：第2号議案農地法第5条による許可申請について説明します。5条については町の農業委員会の意見書を県に進達し、県の許可になります。土地を貸す人、

〔〃〕さん。土地を借りる者、〔〃〕号、〔〃〕さん。土地は先程の件と同様の地番ですが、一時転用面積は地上権設定の

面積と異なりますので申し上げます。土地は 1筆、面積39,411平米のうち43平米。()3筆、小字合計46,926㎡のうち、44.1平米。合計4筆で86,337平米のうち87.1平米です。3年の一時転用で、パネルの支柱部分、電柱3本、フェンスの部分が一時転用面積となります。支柱は直径7.6センチのものが約3200本です。フェンスについては幅5センチです。3条申請と同様に、28年4月に申請に対し、6月に3年の許可があり、31年4月に初めての再申請に対しては、同年6月に1年の許可がでています。自己所有地以外の隣接農地はなく、周囲の耕作には影響がないと思われます。地域の平均的な単収の2割以上減少していないこと以外は、発電事業立地基準、書類、現地確認等の結果、許可できる案件であると判断致します。以上です。

会長：本件について担当農業委員の細川委員より補足説明がありますか。

細川委員：ありません。

会長：本件について質疑等ありませんか。

他委員：なし

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法5条について許可することについて賛成の方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により本件は農業委員会として許可が妥当であると県に進達します。以上で議案審議を終わります。

会長：その他について事務局からお願いします。

事務局長：4月1日付けの人事異動が農業委員会にもありまして、今回、総務課に籍を置くことになり事務局長の職を解かれることになりました。皆さんとは去年の4月からという短い期間ではありましたが、お世話になりました。ありがとうございます。後任は総務課長補佐の和田誠が農畜林振興課長となり、農業委員会事務局長を務めます。今後よろしくお願いいたします。

事務局 出島：続きまして事務連絡をします。下半期の報酬を3月31日に指定口座に振込みます。費用弁償については、今日までの分を計算し、後日別に振り込みますので、ご確認をお願いします。次回の予定は4月28日です。開催するときは開催通知を郵送します。以上です。

会長：書記の変更はありませんか。

事務局長：辞令はありませんでしたので、引き続き出島が務めます。

事務局 出島：今後ともよろしくお願いいたします。

会長：長時間、お疲れさまでした。それでは以上で第2回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員長

和田正夫

議事録署名委員

西村美佐江

議事録署名委員

竹政寛